

原発事故避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から6年がたとうとしているが、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。

こうした中、福島県は国と協議し、昨年6月15日、避難指示区域外からの自主避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を平成29年3月限りで打ち切ることを決定した。

報道によると、福島県によれば無償提供が打ち切られる自主避難者は、昨年10月現在で約2万5,000人に上るが、除染が進んだといっても放射線量は下がりきっておらず、多くの避難者は住宅支援の継続を希望している。

平成24年に制定されたいわゆる子ども・被災者支援法（以下「支援法」という。）は、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないとした上で、被災者一人ひとりが、居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援することが盛り込まれている。

避難者への住宅支援は、本来、支援法に基づく国の抜本的な施策や新たな法制度の確立が必要であるが、現在の借り上げ住宅等の無償提供は災害救助法に基づくものであり、原発事故や放射能汚染を想定していない同法による支援には限界がある。

よって、国及び福島県におかれでは、自主避難者が、希望すれば今のまま住み続けられるよう、支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立されるとともに、制度の確立までの間、現在の借り上げ住宅等の無償提供を延長されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
国土交通大臣
復興大臣
福島県知事